



2025年9月22日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 高 崎 正 年
(コード 3121 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 CFO 加 藤 東 司
(TEL 03-6434-5540)

ビットコインによる不動産売買決済サービス開始のお知らせ

当社は、ビットコインによる不動産決済サービスを開始いたしましたので、お知らせいたします。

昨今、円安を背景に、東京都心のオフィスを中心に、海外投資家による日本の不動産投資が活況を呈しております。

海外のお客様が不動産を購入される場合、時間や手間のかかる海外送金と比べて、国境に関係なく、短時間で決済が完了するビットコインを活用すれば、各段にスムーズな取引が可能となります。

今般、当社がサービスを開始するビットコインによる不動産決済サービスは、暗号資産交換業者として登録を受けているBTCボックス株式会社との資本業務提携^{※1}や、エストニアの暗号資産交換所「ANGOO FINTECH」^{※2}を運営した経験を活かすもので、海外のお客様から売買代金相当のビットコインを当社が暗号資産交換業者に開設するウォレットに送金頂き、同時に、当社から不動産の売主様に売買代金を日本円で決済することで、決済と物件引渡しを同時に行うことを可能にするものです。

※1 BTCボックス株式会社との資本業務提携は、2017年3月株式取得に伴い開始し、2018年8月に株式を売却により終了しております。

※2 現在、サービスを停止しております。

本サービスは、

- ① 当社が平素情報交換を行っている不動産の仲介会社が海外のお客様に物件を売却する際にご活用頂く
- ② 当社海外子会社MBK ASIA LIMITED (香港) 並びに Estonian Japan Trading Company AS (エストニア) を通じ、現地の不動産会社や投資家が日本の不動産を購入する際にご活用頂く

ことを考えており、本サービスを提供することで、海外投資家向けの不動産仲介業務の強化につなげていく所存であります。

また、ビットコインによる決済サービスにより、当社が保有する不動産物件の、海外のお客様向けの販売も強化してまいります。

現在、当社または子会社は、ビットコインを保有しておりませんが、本サービスを通じ、当社のウォレットに貯まるビットコインについても、有効に運用し、収益を確保してまいります。

以 上